髙橋委員からの御意見

1 屋内退避ガイドライン作成の考え方における留意事項について

○ UPZ 外において、外出を認めないという強い制限をかける「屋内退避指示」はプルーム通過中に限定されるべきである。なお UPZ 内においても「屋内退避指示」の長期的な継続は、住民の不安感の増大や、食糧の継続的供給の観点等から避けるべきである。

屋内退避指示は、福島における 20~30km 圏(緊急時避難準備区域)の考え方を参考に、①プルーム通過中でないこと②数時間以内にプルームが通過する蓋然性が極めて低いこと(プラントが比較的安定しており、かつ当該方向が風下となる可能性が極めて小さい)の 2条件を満たしていれば、外出を認めてよいのではないか。なお、その際の空間線量率については、プルーム防護措置としての屋内退避の継続とは切り離して、線量率と屋外滞在期間の観点から、外出時間の制限等で対応すべきである。

屋内退避指示時の外出の許可については、全住民に周知すべきであり、個別相談に すべきではない。電話が殺到し、かつ電話応対も困難である。

なお、このとき、外出する住民は、常に行政からの情報を受け取れるようにすること。防災無線が整備されていない地域もあることから、情報伝達手段は一義的にはテレビが良いだろう。

- そのためにも、国は、放射性物質の放出の可能性や放出状況、プルームの通過に関する情報を数時間のオーダーで把握し、自治体及び住民に伝える仕組みを作ることが必要である。
- 住民の負担と生活物資の継続的供給を考えると、各戸における屋内退避を1週間継続するのは困難ではないか。一方 0IL2による一時移転は1週間程度内に実施するとされておりあり、その整合を検討する必要がある。
- 屋内退避指示が長期化する可能性がある場合、県は、気象予測に基づき、滋賀県が 風下とならない可能性が高い数時間を、限定的に屋内退避解除するよう国に求めては どうか。
- 屋内退避の指示または解除指示は、プラント情報に大きく左右されるが、プラント

情報は国に集約される。プラント情報に基づく判断の目安を県独自にあらかじめ決めておくことは不可能と考えられる。

- 屋内退避指示の際、その屋内退避場所は各戸に限定せず、市町は公共施設(コンクリート建屋がよいが、これに限らない。)、で希望者を受け入れることができるようにするべき。住民の安心につながるとともに、食料、飲料水、生活必需品等の供給について、行政の負担が軽減できるという利点もある。
- 通所型福祉施設利用者のうち、非公共施設でサービスを受けている者について、屋 内退避指示までに自宅へ戻れない場合は、公共施設で受け入れることを検討すべき。

災害対策基本法(下線部は原子力災害対策特別措置法第28条による読替を行った部分)

(指定緊急避難場所の指定)

第49条の4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における円滑かつ迅速な避難のための立退き又は屋内への退避の確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を指定緊急避難場所として指定しなければならない。

(指定避難所の指定)

- 第49条の7 市町村長は、想定される<u>原子力災害</u>の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、<u>原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)が</u>発生した場合における適切な避難所(避難のための<u>立退き若しくは屋内への退避</u>を行つた居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(以下「被災住民」という。)その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。
- 人工透析等のために日常的に医療を必要とする者等、屋内退避指示への対応が困難な者は、屋内退避指示が出されるタイミングで UPZ 圏外に避難すべき。自主避難扱いになるのか、避難先で行政支援が受けられるか、制度を確認すること。
- 屋内退避指示の中、病院など、指定公共機関以外の事業者に薬の販売等の業務を命

じられるのか。労働安全衛生法によると、雇用者は労働者の健康障害を防止しなければならず、屋内退避指示が出ている地域において業務をさせることは法令違反になるのではないか。法制度を確認すること。

○ 国による屋内退避の具体的な対応方針が不明確である中、自治体での議論を国に示し、国のより具体的な検討を促すことが重要である。

2 琵琶湖環境科学研究センターによる放射性物質の大気拡散予測の活用について

- モニタリング車は、プルームが通過した後、地表面沈着した放射性物質による空間 線量率を測定するために走らせることが原則である。どのエリアから測定を始めるか 等の観点から、大気拡散予測のデータを準備しておくことは重要である。
- UPZ 外の住民に情報提供するためのモニタリングは、プルームが通過した後速やかに測定し、全体の傾向と濃度最大地点を把握すること。迅速さの面からは幹線道路を 走行して全体の傾向を把握し、その後重要地点について詳細な測定を行うことがよい。
- 国が行う航空機サーベイは、事故直後は短時間で広範囲を測定すると考えられるため、解像度が低くなることから、正確性の観点からはモニタリング車などによる測定が勝る。
- 1日を目途に避難対象区域を決定する中で、モニタリング車等を活用することで現 行計画の小学校区ごとよりも細かいモニタリングを行うことにより、固定式モニタリ ングポストの測定値を補間できるならば、0IL2による避難指示の区割りは、小学校 区よりも細かくすることができるのではないか。